

知っていますか？野外焼却は禁止です

野外焼却（ごみを法律に定められた処理方法以外で焼却する行為）は、廃棄物処理法により禁止されています。

ごみを不法に処理すると、

最大5年の拘禁刑または1000万円以下の罰金が科せられます。

ごみの適正な処理にご協力よろしくお願いします。

ご不明な点がございましたら、下記の連絡先までご連絡ください。

（参考：廃棄物処理法 第十六条の二および二十五条）



野外焼却禁止（野焼き禁止）の罰則の例外規定

ただし大量の焼却や周囲の生活環境への配慮を要する場合があります

- ① 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
(例：河川敷や道路の草の焼却)
- ② 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
- ③ 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
(例：どんど焼き、お焚き上げ、等)
- ④ 農業・林業又は漁場を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
(例：焼き畑、魚網にかかったごみの焼却)
- ⑤ たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの
(例：キャンプファイバー)

（参考：廃棄物処理法施行令 第十四条）

問い合わせ先：循環社会推進課 廃棄物対策係 TEL: 26-4992